

平成20年第4回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成20年12月11日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

12 番 海老澤 勝 君

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	塩 田 満 夫 君
総 務 部 長	深 澤 悌 二 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 次 長	植 木 敏 夫 君
会 計 管 理 者	仲 村 新 一 郎 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	高 野 幸 洋
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 3 号

平 成 2 0 年 1 2 月 1 1 日 (木 曜 日)

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、9番村上典男君、12番海老澤勝君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、23番小園江一三君、24番須藤勝雄君を指名いたします。

一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

最初に、21番杉山一秀君の発言を許可いたします。

21番（杉山一秀君） 「常陸国風土記」にも記載されている神話と伝説の山、朝房山についてお尋ねをいたします。

前に、朝房山について質問をいたしました。そのときは水戸市、城里町、笠間市の3境ということでしたので、笠間市としては余り興味がわかないと私なりに思っておりました。しかし、このたび10月9日の茨城新聞に国土地理院が発表したところによりますと、この山は境界線の一部に誤りがあり、この山全体が笠間市域になったと報道されました。このような事実がはっきり笠間市のものとわかった以上、このままほうっておけないと思います。

私たちが遠足といえばこの朝房山でしたし、今も東小学校の子どもたちが大変喜んで利用していますが、以前は朝房山のお祭りといえば、のど自慢大会などこの3町で行いました。非常にすばらしい山ですが、今でも多くの人たちがこの山を信仰し、登っています。

しかし、頂上の一歩10アールは笠間市倉作の地域のものであり、その下の底地は民間の人が管理しています。昔は、この朝房山に登ってみると、富士山や太平洋の眺めまでもがすばらしく、本当に楽しくなる山々でしたが、今や朝房山の頂上には立ち木が立ち並び、周りが全く見られない状態で、本当に困っております。

前回、大池田財産区に8,000万円以上の資産があって、その資産を使って底地を買ってしまえば、この見えない立ち木を切ることができるとの願いを言ったのですが、答弁の中では、この朝房山については全然手を入れたくないとのことでしたが、このときは、先ほど言ったように3境のためにそのように答弁をなされたと理解をしております。

しかし、今回、笠間市のものとわかった以上、この朝房山に行く道路の整備とか、邪魔な立ち木を切るとか、よい方法がとれるのではないかと、また、とっていただきたいと思いますが、ぜひ力を入れて再開発をしていただきたいと思いますが、どのような考えがあるのか、再度お尋ねをいたします。

次に、畜産試験場跡地についてお尋ねをいたします。

この問題につきましては、前にも、何人もの人から跡地利用について質問があったかと思いますが、この土地は茨城県の所有のもので、笠間市内に位置しておりますので、大変気になるわけでございます。このようなとき、ある大学の医学部の誘致の話があり、本当に設立してくださるのなら、私たち市民も誘致運動に力を注いでもよいと思っておりますが、そのためには笠間市の基本的な考え方が必要になると思うのです。

今、笠間市の市民病院でも医師不足を招いておりますが、新聞、テレビ等を見ますと、日本中で医師が足りないと騒いでいるようでございます。そんな大変なときだからこそ、医師を育てるといことは大変よいことだと思えます。さらには、設置が成功すれば市の活性化につながると思えます。

今、世界中で不景気風が吹いており、私たち笠間市にも飛び火して、大変苦しんでいる人がたくさんいます。何としてでも、元気のいい活性化された笠間市をつくらなくてはなりません。笠間市でも何か新しい事柄を見つけ、その実施に向けて行動を起こさなければならぬと思います。

このような医療大学設置の計画は、またとないチャンスであり、笠間市でも、このような話があったとすれば今後誘致活動を行っていくのかどうか、お伺いをいたします。

次に、笠間市荒町貯水場についてお尋ねをいたします。

先日、笠間郵便局本局の裏側にある笠間市の水道施設、面積約50坪を視察いたしました。敷地にある機械はさびていて、稼働していない状態で、さらに草が生い茂っております。現在使われているのかどうかわかりませんが、もし使われているとすれば、もう少し手を入れて、きれいにした方がよいのではないかと思ったりもいたしました。現在使っていないとすれば、この土地、機械は笠間市のものですが、なぜいつまでもそのままにしているのか、大変不思議に思いました。

そこでお伺いいたします。

もし全然使われていないとすれば、笠間市の土地であり、機械でありますので、何とかしなければなりません。今後どのようにするのか、お伺いをいたします。

以上、3点について質問をいたしましたので、わかりやすい回答をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） 杉山議員のご質問にお答えしたいと思います。

朝房山に行く道路の整備、邪魔な立ち木の整理をしてほしいとのご質問でございますけれども、倉作地区から朝房山に行く道路は市道でございますが、交通量も少なく、沿道には雑草が茂っているような状況でございます。また、議員おっしゃるとおり、昔、富士山や太平洋が望めた、そういった頂上におきましても、木が生い茂りまして全く周りが見えない状況でございます。

しかしながら、平成19年の第2回の定例会でも答弁しておりますけれども、ハイキングコースとしては大変よい道路であると思われまます。地域の皆さんの協力によりまして、朝房山頂上までの道路の管理がされ、多くの市民が訪れるということになれば、市としましても、ハイキング等の通行の妨げにならないように草刈り等の処置をしまいたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 21番杉山議員のご質問にお答え申し上げます。

畜産試験場跡地につきましては、笠間市の中心地に位置してございます。地域振興の観点から重要な拠点となり得る土地であると考えております。

所有者である県におきましては、売却を原則とするという方針が出されております。しかし、一方では、排水等の課題もある土地でございます。また、売却に当たりましては、地元の意向を尊重し、利活用策を検討するとしているところでございます。

大学医学部の進出意向につきましては、お話をいただいております。また、今後、進出意向があった場合の対応等のご質問でございますが、大学を設置されることで、昼間人口の増加や地域経済の活性化、市の特色を生かした連携など多くのメリットが考えられるところでございますが、人口減少や少子化から学生の絶対数は減少してございます。学校の経営環境は極めて厳しいと言われているところでございます。さらに、大学が設置される場合には、地元負担が求められているところでございます。

このため、今後、個別の話がございました場合には、実現の可能性を含め、十分な検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 21番杉山議員のご質問にお答えいたします。

笠間市荒町水道施設でございますが、笠間郵便局本局の裏にある水道施設は、昭和49年度簡易水道事業から水道事業へ認可を取得し、荒町配水池として活用しておりましたが、水源となる井戸の水量が減少してきたため、平成14年4月30日付の旧笠間市水道事業の変更認可において井戸、配水池とも廃止とし、現在は使用しておりませんので、今後は取り壊しをしております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） いろいろ答弁をしていただきましたけれども、朝房山について、何度もお聞きをいたしまして申しわけございませんが、関係者の皆様は、朝房山に登ったことあるんでしょうかね。まずそれを聞きます。

それから、この道路は、笠間市倉作からもとの池野辺小学校の方に抜けられるんですけども、笠間市倉作の方からは、朝房山の手前、急な坂道があるんですが、そのところは旧笠間市時代に舗装をしていただきましたので、朝房山に行く場合には車で行けるのです。しかし、舗装されていない道路の一部には水たまりができており、大変不愉快な思いもいたします。また、入り口から頂上までの参道は整備されておりません。しかし、頂上にはお宮や記念碑が建っていて、きれいに掃除をされております。先日の日曜日には、すばらしいカップルが頂上に登っておりまして、お参りをしております。これは余談でございます。

朝房山の底地につきましては、今のところどうにもなりません、せめて参道と朝房山に行く道路ぐらいは整備をしていただきたいと思います。

また、草刈り等をするというのは、一歩前進かなとは思いましたが、もう少しだめなところを直し直し行けるようにしていただきたいと思いますので、その点について、道路についてももう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、畜産試験場についてでございますが、市の方に話がない、医学部の話が全然ないということは、ないと思います。私が聞いた限りでは、調べた限りでは、この問題については昔から頭を痛めているということで、市民の方でございますが、何とかして医学部でも誘致をしてみたらどうかということは盛んに言われておまして、その運動を起そうかと思っておりますが、やはり笠間市のしっかりした考えがなければ、今聞いたところによりますと、排水路がないとか、それから少子化になるからだめだとか、そういうことばかり言っていては決して先に進まないと思います。

茨城県との話し合いにおきましては、地元の人たちの考えを優先するというところでございますから、恐らく市長さんもこういうことについては聞いていると思います。今の話は聞いていないということですが、話があればまた考えるということで、どれが本当かよくわかりませんが、そうした問題が本当に誘致されてくるならばどのようにするのか、もう一度市長さんの声を聞きたいと思えます。お答えをいただきたいと思えます。

それから、笠間の貯水槽については、この間行ってみたら、本当に大きいガラというか、建物が建っているんですけど、そこは草が生えて、囲ってはあります。でも、そういうことは早く取り除いて、50坪あれば貸すなり売るなりした方がいいのかなと思ったりもしたわけでございます。今の話では、そのうちやりますよということではなくて、できるだけ早い時期にやっていただきたいなと要望をするものでございます。この点につきましてお答えは要りませんが、もう一度、朝房山と畜産試験場跡地の問題についてお答えをいただきたいと思えます。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 私は、市長として、その件については就任以来一切話は承っておりませんが、引き継ぎでもその話は伺っておりません。

ただ、さかのぼって調べましたところ、旧友部町時代に、ある大学に町の関係者が接触を持ったという話は、調べた結果としてそういう結果がありました。ただ、接触した大学側は進出する意向は全くないと、そういう結論であったということが、調べた結果としてわかったことです。

以上です。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、杉山議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

私も、この朝房山については、杉山議員からのご質問をいただいた後、現場はちゃんと見ております。その中で、市道が回っておりまして、倉作から木葉下の方に向かう道路につきましては、市道の1167号線という市道でございます。その市道の中間地点から朝房山に上がっていく道路は市道ではございまして、ハイキング道路的な、人が歩く道路のよ

うになっているわけでございます。その山の頂上には記念碑があり、それからお宮がありまして、あとあずまや等もありまして、きれいに草刈りがされているような状況のところでございます。

先ほど申しましたように、ハイキング等々されている方もいるようでございます。道路につきましては、草が周りの路肩に生い茂っているような状況でございますので、今回、その草を刈らせていただきながら、その草を刈ったことによってハイキングする方が多く訪れるようになれば、今、杉山議員言われた、穴ぼこがあいていて、砂利が入ってなくて水たまりがあると、そういったところについても徐々に整備をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君、最後の質問です。

21番（杉山一秀君） 朝房山についてですが、この前よりも前進をしたかなと。質問するたびによくなると。よくならなければ何遍も質問させていただきますので、そういうことは考えておいていただきたいと思ひます。

それから、穴ぼこを埋めたり、草刈りをやったりということはやっていただけるということでございますので、それだけは一步前進をしたのかなと思ひます。

それから、山自体につきましては、天井が笠間市のものになっておりますので、またその山全体が笠間市のものになったということが記されておりますので、ぜひともこれからも手を入れていっていただきたい。ハイキングコースなどと言っていないでどんどん、水戸市の方の人でも一生懸命お掃除をしているようでございますので、そういうことについて笠間市でももっともって力を入れて、でき得れば周りの木を切っていただけのように働きかけていただいて、そして、やっぱりいい山だなと、伝説の山だなというふうに思えるようにしていただきたいと思ひます。これからもその点についてよろしくお願ひをしておきます。

それから、畜産試験場の跡地についてのお話でございますが、私が調べたり聞いたりしたところによりますと、現市長さんにもいろいろとお話をしたということでございますので、何かそういったお返事がきょういただけるのかなと思ひて楽しみにして来たんですけども、全然聞いてない、わかりませんということでございまして、それは信じるほかないと思ひますけれども、いずれにいたしましても、こういう医療大学でも誘致したいというようなお話が直接あったとすれば、市長としてはやる気があるのかどうかを伺いたいと思ひます。それが全然だめだということになれば、また考えも別でございますが、そういったことが、どういうふうな考え、何にしたいのか。

県のお話によりますと、地元優先だということでございまして、地元の考えがいつまでも少子化でできないなどということになりますと、いつまでたっても先へ進まないような気がいたします。そのために、ぜひとも市長の考え方をもう一度聞かせていただきたいと思ひます。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

どなたが私に言ったのかわかりませんが、聞いてないものは聞いておりません。

それで、畜産試験場の跡地につきましては、議員がおっしゃる大学も含めて、大学にかかわらず、企業その他の施設含めて、そういう個別の話が役所の方であれば、私としては真剣に話を進めていきたいなと思っております。ただ、今までに、私が就任して以来、そういう具体的な話は一切ございません。

それと、あれだけの土地で、部長から申しあげましたように市の中心地に位置する土地でございますので、私どもとしては、企業誘致室の中で、今、あの土地をいろいろな関係機関にPRして、ぜひ有効活用させていただきたいと、そういう取り組みをさせていただいているところでございます。

以上です。

27番（海老澤勝男君） 議長、議事進行のことを言いたいのですが、今、杉山さんは「前市長」と言いましたが、町長時代だから訂正をなさい、言葉のあれで。市と町で違うから。「前市長」と言った言葉を「前町長」時代と。川上さんの時代だから、市じゃないから、訂正。

議長（石崎勝三君） 確認をして必要があれば、訂正をさせます。

21番杉山一秀君の質問を終わります。

次に、7番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

なお、会議規則第150条の規定により資料配付の申し出がありましたので、許可をいたします。

〔資料配付〕

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

通告に従い一般質問を行います。

まず、議長さんには、資料配付をお願いしたところ、配付させていただきましてありがとうございます。後ほどの質問の中でぜひ参考にさせていただきたいと思います。

まず、第1番に、この世界的な経済危機に対する支援策問題についてお伺いいたします。

サブプライムローンの破綻に始まる世界的経済危機は、今、とどまるところを知りません。原油の高騰は一応おさまったかのように見えますが、市民の生活にかかわる食料品を初めとする諸物価はこの1年間値上がりが続き、高どまりです。大企業、大銀行には政府は手厚い支援策を行おうとしていますが、中小企業や市民は置き去りと言っても過言ではありません。市民の生活を守り、中小企業、地場産業の経営を守るために、市は支援策が必要ではないでしょうか。

9月議会でこの問題を取り上げましたが、その回答は現制度についての説明のみで、今

の情勢に対する政策は何ら聞かれませんでした。

私は、この問題について、国や県は対策をどのようにやるかということ調べてきました。国は、原油高騰に関する緊急関係閣僚会議というのをことしの6月26日に行っております。その内容は、中小企業、国民生活への支援策が示されております。農業、漁業、建設、運輸等全業種にわたり、さらに国民生活への支援策として生活困窮者に対する灯油等への購入費の助成等4項目を挙げ、具体的に述べております。補助した市町村に対しては、補助額の半分を特別交付税で措置するとしております。既に19年度においても実施されており、笠間市においても、このような国の制度をまず活用することを考えるべきではないでしょうか。

11月21日の全員協議会において、来年度平成21年度の予算編成方針が出されましたが、その中で地場産業への具体的な支援策がどのように盛り込まれているのか、子育て支援、さらに所得の低い人たちの福祉灯油等の考えはあるのか、市長の見解、各部長の予算編成の取り組みについてお伺いいたします。

次に、ごみ、一般廃棄物の資源化の問題についてお尋ねしたいと思います。

私は、この問題についても何回か取り上げてまいりました。笠間市は、家庭から出るごみの処理に年間約10億円を支出しているのではないのでしょうか。一般廃棄物を今はごみとして焼却して埋め立てるのが大部分です。金属類、紙類等の一部は資源化しております。しかし、市の基本計画では、廃棄物をゼロにする、ゼロエミッションという推進を強調しております。一般廃棄物の生ごみ等の堆肥化、プラスチック類等の再資源化は、全体量を減らし、処理費の削減をもたらし、化学肥料の高騰に悩む農家に堆肥を提供するなどの取り組みが各地で今行われております。

市の環境基本計画の中には、「ごみを減量しリサイクルを推進します」、「循環型社会の構築、地球環境への貢献」とあります。この政策を実現するには、いわゆるごみ廃棄物の再資源化、生ごみや剪定された枝葉、家畜のふん尿等の堆肥化に取り組むことが必要であると考えます。まず市長の見解を伺いたい、以下質問いたします。

まず、第1番に、笠間市の一般廃棄物の全量、その処理費用には、年間、私は10億円というふうに推定しておりますけれども、幾らあるのでしょうか。

2番目に、排出される一般廃棄物のごみ質の分析、どのようなごみがあるのか。分析し分類したそれぞれの割合、今後、堆肥化または再資源化可能な数量というのはその中にあるのか、まずお聞きします。

3番目に、BDFの廃食油問題について、前回もお尋ねいたしましたが、給食センターや一部企業だけでなく、一般家庭の収集の具体化をどのように進めるのか、伺いたいと思います。

きょうの茨城新聞の中に、岩間の第一小学校の地域がこのような取り組みを行っているということで、割合に大きな記事が載っております。一部地域では始まっておりますけれ

ども、全市的にこのような取り組みを具体化できるのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

4番目に、この問題も新聞やテレビ等でも取り上げられています。ペットボトルは一応収集されますけれども、キャップは集めて燃やすというのが今の実態です。各地においては、このキャップを収集して世界各地のワクチンの費用として利用している、そのようなNPO法人があって、そこがこの費用を負担するというふうに聞いております。今はごみとして焼却されておりますけれども、笠間市でも実行すべきと考えますがどうか、伺っておきます。

3番目に、後期高齢者医療制度問題です。

私は、今までこの問題を一貫して取り上げてきましたけれども、その問題の重要性を指摘してきました。また、廃止も訴えてきました。今回は、前回の回答を見た上で、終末期患者の在宅医療について再度お聞きしたいと思えます。

9月議会において、市内二つの医療機関で在宅医療支援診療所に登録しているというふうに回答していました。それは本当なのでしょうか。私の調査したところでは、後期高齢者医療制度との関連では登録していないというふうに聞いております。その辺のことについて医療機関等と協議し確認されたのか。また、前回までは友部と岩間地区にはそのような施設は何ら登録されていないと言われておりますけれども、実際その後はどういうふうに推移したのか、お尋ねしておきます。

四つ目に、エコフロンティアかさまの安全性についてお尋ねいたします。

やはり9月議会の一般質問の回答に再質問を行いたいと思えます。

まず、硫化水素発生事故の問題です。

皆さんの手元にお配りしましたこの資料をご参照いただきたいと思います。

この事件で事業団が監視委員会に提出し確認している7月4日付の文書、今まで酸素濃度のみで、硫化水素の測定はしていなかったというふうにはっきりと書かれております。さらに、通常どおり酸素濃度の検査のみを行い、硫化水素の検査を行ったことが問題であると、今回の事故について書いております。

しかし、9月議会の答弁と、9月24日第5回監視委員会に事業団から提出された文書には、過去5回の点検時で硫化水素濃度は測定できなかった、検知されていなかったと言われております。また、7月の段階では検査器が故障していたからはからなかったと言っているんです。7月4日の文書と余りにも異なり矛盾しているのではないのでしょうか。これが監視委員会に報告されて、何ら説明なくそのまま承認というふうにされていることに私は問題だと思えます。

次に、高温溶融炉の排ガス処理施設の事故時のバイパスについてです。

簡単に言えば、事故のときに排ガスを処理するバイパスがあるかどうかということをお前は前回もお聞きしたんです。事故や何かあったときに処理するのは当たり前です。エコフ

ロンティアかさまの炉は、2,000 に近い高温で運転しております。炉は、急速に短時間にすぐにとめることはできません。炉内にある二次燃焼室やその他の施設等にある排ガスは、事故時に処理できずに排出されるのではないかとというのが私の心配です。そのようなときに、煙突に何ら処理されない排ガスが行くのではなくて、それを一時的にバイパスに導いて処理するような施設はこの施設にはあるのですかということをお聞きしております。そのことについて、それと万が一のときの事故の対策、あわせて質問しておきたいと思えます。

以上で、第1回を終わります。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 7番鈴木貞夫議員のご質問にお答えいたします。

当市の地場産業として位置づけられている産業は、稲田みかげ石及び国の伝統的工芸品として認定されております笠間焼がございます。石材業界の支援策としましては、茨城県つくば西部地域にかかわる特定中小企業集積活性化計画に基づく支援としまして、稲田みかげ石のPRを目的に今年度も開催いたしたいなだストーンエキシビジョン、さらにはいはらきストーンフェスティバルに関する補助及び石材加工の環境対策としてのスラッジ処理に対して羽黒稲田石材スラッジ協同組合に対する補助を行っております。

具体的な支援策としましては、各組合に対し、今年度同様、販路拡大と需要拡大の事業展開を計画しております。

また、笠間焼につきましては、笠間焼協同組合が策定しております笠間焼第4次振興計画に基づき支援を行っているところでございます。ご質問にあります具体的な支援策として、今年度同様に各作家、窯元の製品の共同受注や共同販売及び原材料の共同購入、需要の開拓、作業環境の改善などの事業に対する補助を組合に対しまして茨城県と市で振興対策補助事業を行うことで検討を行っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 7番鈴木貞夫議員のご質問にお答えします。

原油を初めとする諸物価の値上がりに対して、子育て中の方や低所得者に助成措置を行う考えはあるかのご質問でございますが、9月の定例会でお答え申し上げましたところでございますが、原油高に対する支援策は北海道、東北地方などの寒冷地の一部で実施されております。その後も調査をいたしましたが、茨城県内で支援策を実施している市町村はございません。当市におきましても、独自に助成をする考えはございません。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 7番鈴木（貞）議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一般廃棄物の処理量とその処理費用についてお答えをいたします。

一般廃棄物の処理量は、平成19年度の実績で申し上げますと、全体で約2万6,482トンでございます。内訳といたしまして、主なものは、可燃ごみ2万2,358トン、不燃ごみ807トン、資源物2,058トン、粗大ごみ1,132トンであります。

次に、処理費用でございますけれども、平成19年度の実績で申し上げますと、総額8億5,511万5,437円でございます。

次に、排出される一般廃棄物のごみの分析についてお答えいたします。

家庭内から排出される可燃ごみの分析につきましては、平成19年度に笠間・水戸環境組合で実施しております。その結果につきましては、概数でございますが、紙くず・布切れ類57%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類22%、木くず類8%、厨芥類7%であります。

今後の堆肥化につきましては、ごみの分析結果をもとに算定いたしますと、厨芥類と木くず類を合わせた15%程度が堆肥化可能と思われまます。平成19年度可燃ごみ処理量約2万2,358トンから換算いたしますと、生ごみ、乾燥刈り草、剪定木など約3,000トンが堆肥化可能ではないかと推測がされます。その他、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類に含まれているプラスチック製の容器包装類の再資源化が可能と考えられます。

次に、BDF用の廃食油の収集対策についてお答えいたします。

市においては、現在、2カ所の学校給食センターから排出される廃食油を事業者へ提供し、そこで生成されたバイオディーゼル燃料を市の3台の公用車に使用していくという試験事業に協力しております。また、廃食油の利用に当たっては、笠間市環境基本計画において、バイオディーゼル燃料の利活用について検討し、導入に努めることとしております。この施策を進めるに当たりましては、一般家庭から収集する廃食油の量、それを利活用する需給のバランスが確保されていること、そして市民の協力が不可欠となります。そのような観点から、今後検討してまいりたいと思っております。

次に、ペットボトルのキャップの件についてお答えいたします。

現在、笠間市では、ペットボトルやアルミ缶を回収し再資源化することで、ごみの減量化に努めておりますが、ペットボトルのキャップは可燃ごみとして焼却処分をしております。各地のエコキャップ運動の取り組みとして、自主的なサークル活動として実施しているグループ、それから事業所、環境学習の一環として取り組んでいる小中学校、また趣旨に賛同して個人で収集されている方はございますが、ほとんどはボランティア活動でございます。笠間市においても、ボランティア活動として取り組まれていくことが望ましいと思っております。

次に、硫化水素発生事故についての文書の件でございます。

確かに、7月4日付の文書と9月24日付の文書には、硫化水素の濃度測定についての記述に食い違いがございます。まず7月4日付の文書については、7月1日に発生した硫化水素事故を受けて、緊急監視委員会時の議事録がございます。この中で、事故原因について委員から出された質問に、事業団が答えている箇所がございます。また、9月24日付の文書につきましては、事業団が第7回監視委員会時に資料として提出した文書であります。

この文書の相違点でございますが、一方では、今までは酸素濃度の測定のみで硫化水素の測定はしていなかったとしているのに対して、もう一方の文書では、過去5回の硫化水素濃度測定では検知されていなかったとしている点でございます。この点につきましては、さきの定例会でご答弁申し上げましたとおり、後者の9月24日付文書で整理された内容が正しいものであります。

なお、この内容の相違する二つの文書につきましては、その後事業団から説明がありまして、7月4日の緊急監視委員会時には、事故後間もないこともあって、十分な情報整理がされていない中で事実誤認があったとの説明を受けたところでございます。

今回の件につきまして、市としてはまことに遺憾に思っておりまして、事業団に対し、今後このようなことがないよう厳しく申し入れたところでございます。

次に、高温溶融炉の排ガス処理施設についてお答えいたします。

エコフロンティアかさまの溶融炉は1600 の高温でごみを溶融いたしますが、炉の中心部の一部においては2000 に達します。また、炉をとめるのに要する時間は、火が消え、温度が下がるまでには1日以上要するとされています。

なお、万が一事故が起きた場合の排ガス処理でございますが、炉の事故につきましては、二次燃焼室等にある排ガスは、排ガス処理装置がありますので、処理されずにそのまま排出されるということはありません。バグフィルターにつきましては、予備のバグフィルターは設置されておりませんが、1炉についてろ布材が320本で構成されておりまして、仮に事故が起きたとしても、ろ布材全部が同時に破損するということはまず考えられないものであります。

いずれにいたしましても、施設全体に及ぶ事故が発生した場合には、直ちに全施設の運転を停止し、迅速な対応をするものでございます。

また、事業団においては、このような事態が起こらないよう、施設の安全性を確保するため、地震対策、火災対策、異常発生時の運転システムの整備等、事故を未然に防止するための諸対策を講じております。

例えば地震対策でございますが、震度5を初期設定値として、地震を検知すると、溶融炉の廃油投入を自動停止するなど、炉全体を緊急停止させるシステムになっております。

また、火災の予防及び事故発生時の対策として、高速破砕機等に炎検知器、ガス検知器、消火散水装置が設置されております。さらに、年に4回、10日から20日間ほど炉をとめて溶融炉を点検することになっており、ここで各機器やバグフィルターの点検もあわせて行

うものでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 後期高齢者医療制度のご質問でございますが、9月議会時に、茨城県社会保険事務局で市内では二つの医療機関が届けをしていることを確認しておりますということは事実でございます。

次に、協議し確認したのかとのことですが、平成18年6月の健康保険法の改正により、本年10月茨城社会保険事務局より分離されました関東信越厚生局茨城事務所へ各医療機関が独自の判断で届け出をするものでありまして、制度上協議するものではありません。

続きまして、2番目の質問でございますが、関東信越厚生局茨城事務所で管轄されております在宅支援診療所の新規登録について確認したところ、岩間地区で1医療機関が登録されております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 質問の途中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

午後10時52分休憩

午後11時05分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 一応、回答はいただきましたけれども、はっきり言って私は、殊に経済危機の問題と資源化の問題については、市がこれからどういうふうな対策をとるのかということで、市の基本的な計画、考えというのを市長の口から聞きたかったわけですが、2回目の中で、ぜひ市長の考え、市の考えをお聞きしたいと思います。

この支援対策の問題ですね。私は、はっきり言ってこれは訂正してもらいたいと思うんですけど、北海道や東北の寒冷地手当てというのは、原油高騰とか何とかと関係ないんですよ。あれは毎年、北海道とあれにはそういう寒冷地手当てというのが特別に決まっているのであって、ここでなぜそれを持ち出したのか。私の質問全然理解していない。

私は、この休憩の時間にも市長さんに、先ほど私がちょっと述べました原油高騰対策に対する関係閣僚会議の文書というのを市は知っているのかと聞いたんですけど、はっきりしておりません。

これは、6月26日に政府が関係閣僚会議をして、原油高騰等に対する対策ということで出しているんですよ。その中には中小企業対策ということもあるわけですが、4月から全国47都道府県に開設した下請駆け込み寺に、この趣旨を載せたパンフを100万部配ってあると。茨城県にも来ているはずですね。そういうことをやっているわけですから、

市にもそういうパンフが来ているんですよ。それで、困っている下請や中小企業の人たちに、こういう対策ありますよということを知らせたいんでしょうか。まず、そういうことですね。

それで、業種別対策、ずっと載っていますよ。農業から始まって運輸、建設、すべてにわたっているわけですがけれども、その中に国民生活への支援ということで書いてある。生活困窮者に対する灯油等の購入費の助成、社会福祉法人等に対する福祉ガソリンの支援、学校給食にかかわる保護者負担への軽減、福祉施設公衆浴場に対する助成と、こういうふうにはっきり書かれている。それ、ずっとほかの業種にも全部細かい項目書いてあります。

そして、20年の6月に総務省自治財政局の文書があるんです。ここには19年度の実績が載っているんですよ。生活困窮者に対する灯油購入費等の助成で、都道府県が12、市町村が689団体が既に19年度で利用している。そこには5,000円から1万円程度を1世帯当たり助成しましたと書いてある。それで、上記の施策に対する経費の2分の1を特別交付措置しますと、総務省から出ているんですよ。県にもこういう文書が行っていると思うんですけども、私が言っているのは、市独自ですべての補助金なんか出したりするのは大変だけれども、国がこういう施策を持ってやっているとしたら、それを十分活用すべきじゃないかと。なぜしないんでしょうか。

確かに大企業に対する数兆円なんかに比べたら、1,000億円か2,000億円で大した額じゃないと言えばそれまでですけども、こうやって景気に対する下支えのために出している国の政策というのを、私は、大いに利用して、この3月決定される予算の中に今言ったこの人たちに対する支援策の予算というのを盛り込むべきではないかと。こういう制度を活用するということは必要ですよ。パンフだってあるならば、商工会やなんかを通して経営に苦しんでいる人たちにそういう制度を知らせることが必要じゃないですか。

先ほどの回答を聞いていたら、そういうこと全然関係なくて、今まである制度をただおさらいしているだけです。それじゃ聞いたって意味ないんですよ。私はこれからどういうふうな対策とるのかということを知っているんだから。前回と全然関係ないことを言っているんで、その辺のことを、こういう制度がある上でどういうふうにするのかということを知りたいと思います。

ごみの問題です。これは笠間市が出した笠間市環境基本計画です。こういう立派な冊子が出ていて、改めてずっと読んでみました。このほかにも、こういうきれいなやつで、笠間市農林業振興基本計画というのがあったり、さまざまな分野のこれからの計画というが出ていますね。その中で一貫して言われていることは、地球環境に優しい笠間市をつくるということが出ていますよ。それで、ごみはゼロにしますと。ごみゼロエミッションを追求しますと。笠間市の中には、「530」、ごみゼロ運動やっていますというのも出ていますけれども、私は、そういうふうなことをやる上で、市としては具体的にどういうふうに進めるのかということが一番求められていると思うんです。こういうふう

かれたことをみんなが読んで、机の上に積んでおいたんじゃない方がいいんだ。これを少しでも実現するためには、それで私は、今の笠間の一般廃棄物として出されているごみはどのような性格ですかということで聞いたんですよ。その中から本当に活用できる資源があるならば、それを徹底的に分析して、燃すなどということはやめて、地球環境に優しいというならば、燃すようなことはやめて、堆肥にするなり資源なりにするということが私は一番今求められているんじゃないかと。

例えばこの環境基本計画の中にも、食の安全・安心志向に向けたエコファーマー及び有機農業者の育成というのが書かれている。有機農業者がだんだんふえていくというふうに書かれているんですけども、ほかの資料等を読んでも、個人の農家がやっている問題であって、市としてこういうふうなスローガンは出しているけれども、それに対してどういうふうに市として援助なり支援なりしているかということが出てこない。

また、その同じ中には、一般廃棄物の排出量の状況というのがあるんですね。これ見ると、資源物というのは2万5,000トンぐらい、こういう表があるわけですね。この下の方の粗大ごみ、不燃ごみ、可燃ごみ、上は有害ごみと資源ごみというわけですから、瓶、缶等で資源にされていると。私は、この粗大ごみと不燃ごみと可燃ごみの中に、どのぐらい燃さなくてもいいごみ、埋め立てなくてもいいごみ、資源にできるごみがあるかということ調べた方がいいんじゃないかと。それを徹底的に、これは1年や2年でできませんよ。何年もかかるか知りませんが、そういうふうなことをして、ここの80%近いこのグラフにある粗大ごみと不燃ごみ、可燃ごみというのを減らしていくならば、笠間は限りなくごみゼロという目標に私は届いていくと思うんですね。それはぜひこれからもやらなきゃいけない。

廃棄物のところにも、ちゃんとごみを減量しリサイクルを進めるというふうなことを書いてあるんですね。これは農林業振興基本計画の中にも書いてある。環境に優しい農業の展開、農業用廃プラスチックの減量化だとかエコ農業を活用するというふうに言っているんです。エコ、環境に優しい農業にしていくと。有機肥料を生かした土づくりを基本にすると。個人の農家に言っているんでしょうか。市としてはこういうふうなこともやるから、皆さん一緒にやりましょうというふうに提起するのでしょうか。こういうことを書いたら農家の人たちが堆肥をつくったりなんかすると思っているとしたら、これ問題ですね。それで循環型農業を推進すると。それはもう立派なことを書いてあるから、それをぜひ具体化するための方策というのをやってほしい。

それで、今度の出されました3カ年計画、来年から23年までやる3カ年計画というのは、この間の全員協議会の席上で配付されました。それは厚くない冊子ですね。そこにもちゃんと、エコ農業の問題だとか、学校給食への提供の拡大と、いいこと書いてあるんですよ。私はこれらのことをずっと拾い読みしましたが、全体的に通して、こういう計画というのは、地球に優しいということで立派なことを書かれている。それをいかにこれから

実現するかということが、私はこれからの課題だと思う。そういうことについて、私は市長の見解というか、意見を聞きたいと思うんですね。

それで、私も、いろいろインターネットで調べたり、現地に行ってみたりということで、いろいろな施設を見させていただいたりしました。

これは茨城県の芳賀市がやっている施設ですけれども、この間ここへ行って、この社長さんの話も直接現地に行っているいろいろ聞きました。今までこういう施設をいろいろ見たんですけれども、実に立派なんですよ、いろいろな機械があって。驚いたことには、この施設というのは有限会社ドンカメというところでやっているわけですけれども、芳賀市全体の生ごみだとか剪定の枝くずだとかいろいろ利用して、年間3,000数千トンの畜ふんその他から1,500トンの堆肥をつくって農家に提供しておられるんですね。

それで、この施設が出て以来、近隣にも施設がつくられたそうです。ところが、そういう施設は10億円とか20億円とか膨大な金をかけている。ここの施設は1億5,000万円で作ったというんですよ。その1億5,000万円のうち50%は国の補助、20%が県の補助で、町からは5%出て75%、25%は自己資本でやったというふうに言っていました。

ここに行って驚いたことには、堆肥の発酵槽にある機械だけが大型の機械で、あとはほとんどローダーシャベルというひっくり返すあれが1台あるだけで、あとはいとも簡単な機械が数台置いてあるだけです。

それで、ここは年間3,000万円の維持経費がかかるそうです。ところが、10億も15億もかけたところは、年間に、臭気が出るんですね、臭いにおい。それを集めた処理に月に500万円もの重油を使っているという施設がある。年間6,000万円です。。ここは3,000万円です、すべての費用。なぜかといったら、天井にずっと臭気を集めていますけれども、最終的には、おがくずを積んだ槽の中に空気を入れてそこで浄化しているんですね。もちろんそのおがくずは、ある程度たてば堆肥に戻してしまうということをやっているわけです。

これは一朝一夕にできたものではなくて、10年ぐらいかかっていますけれども、これらの施設を見たときに、その社長が言うんですよ。こういう施設というのは、堆肥はコンピューターだとか機械はつukらない。その土地の微生物がつくるものだ。その土地でできたものを土地に戻すと。それを土地の人たちが給食だのいろいろなところに使ってもらって、そのことは経済として芳賀町なら芳賀町の中で流れているというんですよ。よそへ行かない。中で消費して、中でつくってというふうに、ぐるぐる回って地域の活性化にもなるんだということを言っているんですね。

私は、これをすぐにこのまま取り上げてすべてやればうまくなどと思いませんけれども、これから本当にそういうことを求めるならば、学校給食の問題で食育ということをよく言われますけれども、私は、こういうふうに私たちの身の回りから出る廃棄物をいかに資源化して再利用していくかというシステム、これは民間の人たちも協力しなきゃもちろんで

きませんけれども、その上に立って市がどういうふうに推進するかということが必要だと思うんですね。これは1年や2年、3年、5年という長期にわたると思いますけれども、ここに書かれているごみゼロを目指すという、本当に環境に優しい笠間市の農業というものもつくり出したり、環境を維持するということを言うならば、私は、ただ、あそこにエコフロンティアできたから燃せばいいという問題じゃなくて、取り上げるべきじゃないかと。

それについて、私は市長の見解を求めたいと思います。これは部長さんがすぐやりますと言うわけにいかないでしょう。私はその辺のことが必要だと思うんですよ。

それと後期高齢者医療、ちょっとくどいように申しわけないんですけども、たしか岩間に一つですか、これ友部じゃなかったんですか。笠間に一応2件あることになっているんですけど、はっきり言って、笠間のこの医療機関というのは、後期高齢者と関係ないから公表してもらっては困ると言っているんですよ。この三つの今ある機関を、皆さん在宅へ帰って診療する場合にはこういうところがありますからと公表できるんですか、全市的に。

それで、例えば笠間にある2カ所というのは、友部とか岩間というところは遠くてとても責任持てませんと。それで、今の報告だと友部じゃないですね。そうすると、友部の人たちというのは、岩間の今ある医療機関が面倒見るんですか。友部の人たちをどうするんですか。どこへ行ったらいいんですか。私は、それがこの後期高齢者医療制度の、金を集めて始めましたと言いながら、一つの大きな欠陥だと思うから、絶えず言うんですよ。そういうことについて、私は残念だけれども市に言う以外ない。後期高齢者連合へ行ったら、いないんだから言いようがないし、国まで一々行くわけにもいかないから、笠間市としてはどうなるんでしょうかということを知りたいですね。

それで、私は今回この問題だけ取り上げましたけれども、全地域に保証できるような医療施設がどういうふうに見えるかということは、医療機関や医師会に任せるだけでなく、市民病院ありますけれども、市としてそういう対策というのは立てる必要があるし、これからどのように考えていくかということを一言答えていただきたいと思います。

それと、エコフロンティアの問題ですけども、すごく部長さんは勘違いしていると思うんですよ。確かにバグフィルター360本入っているんですよ、一つの施設に。その中の全部が一度が破壊するなどということはありません。1本か2本壊れても、排気ガスはおかしくなっちゃうんですよ。生ガスが出ちゃうんですよ。1本、2本だからいいわというわけにいかない。そうすると、施設とめなきゃならないんですよ、施設自体を。そのときに煙突へ生ガス行かすんですか。それとも、それがわかったときにちゃんと誘導して処理する施設がここにはあるんですかということを知りたいんですよ。簡単で結構ですよ。なければいい、あるならあると。私は、幾ら図面見ても、あそこの設計図やなんかいろいろ公開情報で求めましたけれども、黒塗りでわからない。全部図面が黒塗り、全然施

設の内容わからないんですよ、正式に出してきた図面。何の施設なのかさっぱりわからない。情報公開というものはこんな厚いやつですよ、金払って、何千円も。だから、ここで聞くしかない。事業体に行ったって、ちゃんと見せてくれないという問題がありますから。

そういうバイパスがないと、大体7メートルぐらいのこのぐらいの筒ですから、早く言えば毛布の細かいようなものですよ。特別のあれじゃありませんよ、見たことありますけど。それが幾つか壊れたらそういう問題を起こすわけですから、その辺のことを認識しているのかどうかということを改めて聞いておきたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えをいたします。

まず、環境問題でございますが、市では、現在、市の環境基本計画を策定をいたしまして、それに基づいて事業を進めているところでございまして、この計画書が計画倒れにならないように、進行管理をしっかりとしながら計画の実行を進めていくことが一番重要ではないかなと私は思っております。

鈴木（貞）議員のおっしゃるごみの一般廃棄物の再資源化ということは、環境問題を考える上では重要であることは私も認識はしております。ただ、全国的ないろいろな先進地の事例があることも承知しておりますが、再資源化の上では当然費用もかかりますし、その取り組むまでのシステムづくりにも時間等がかかるわけでございますので、すべての先進地が笠間市に当てはまるというのは当然難しいわけでございますが、先進地の事例なんかはよく勉強していきたいと思っておりますし、また短期的にできる問題と、ちょっと時間をかけてやらなければならない問題と、さらに長期的に取り組まなければならない問題、そういうこともよく分離しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、経済対策についてでございますが、6月26日に閣僚会議で出した対策については承知をしております。市の行政としては、国のいろいろな制度を活用しながら施策を展開して、市民サービスの向上に努めていくということが基本的に大変重要なことだと私は思っております。

今回の経済対策の中で、生活困窮者に対する灯油等の補助、助成ということも確かに聞かれております。市としては、それが優先的な事業であるという判断はしておりません。私どものこの経済対策の中では、農業市である笠間市が原油高に伴って当時大分いろいろな影響が出てきておりました施設園芸、そういうものに対して何らかの対策ができないかということで、この制度を活用して県と連携をしながら、9月の議会でも認めていただきましたけれども、施設園芸対策に取り組んだところでございます。あれもこれもすべてやれば、それにこしたことはないでしょうけれども、何をやるかというのは、政策判断の中で優先度をつけていきたいなというふうに常に考えております。

あと少子化、子育て支援等につきましては、この制度云々でなく、市の重点事業として進めているところでございます。いろいろな制度の中でサービス提供しておりますが、それ以上にサービス提供をどうするのかということについては、今やっている以上にする場合のそののしっかりした議論というのは必要でございますし、いい制度は全部取り入れるのかというと、難しいのが現状でございます。

鈴木（貞）さんは、多分、この中では生活困窮者の制度を取り入れるということだと思いますが、私は違う部分を優先したということでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 再質問にお答えをいたします。

エコフロンティア関係でございますが、バグフィルターのバイパス施設でございますが、これはございません。

それから、バグフィルター、確かに320本をつけてございます。そういう中で1本、2本壊れた場合、外にそのまま出てしまうのではないかというお話でございます。そういうご指摘がありました。1本、2本、数本壊れた場合、外に出た場合の排ガス基準、それを超えないというふうに思われます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 在宅医療診療の件でございますが、在宅支援診療所は24時間365日対応ということでございますので、どこの医療機関でも対応ができるものではないということで認識しているところでございます。

そういう中で、患者さんそのものが、今、かかりつけ医の推奨が国を挙げて言われている中で、担当医とよく相談をされまして、どのような対応が好ましいのか相談してほしいと考えております。

また、市立病院につきましては、地域医療ということを重点的に考えまして、訪問看護を実施しているところでございまして、件数等も大分ふえているというのが現状でございます。

議長（石崎勝三君） 答弁漏れあるの。

7番（鈴木貞夫君） 今、部長に私聞いたのは、今言ったことと、もう1点は、友部に今ないですね。そういうところは今後どういう対応があるのかということも聞いているんですよ。

議長（石崎勝三君） きちんと答弁してください。

保健衛生部長（仲村 洋君） 先ほどの診療所の届け出につきましては、岩間ということでしたが、私も今答弁したように、やはりかかりつけ医と相談をして、どのような対応がよるしいのか、そのようにしてほしいというふうに考えております。

開業医は確かに友部はかなり多くありますが、どこでも対応できるものではないと思いますので、そういう中では担当医とよく相談をしてほしいと考えております。

議長（石崎勝三君） あと120秒ばかりしかありませんが、それで終わってくれるなら指しますが、途中でやめなさいというのは私はなかなかできませんので、2分以内に必ずやめてくだされば許可いたします。

7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 私は、市長の重点的に何をやるかということは必要だと思うんですよ。しかし、これから寒くなっていくときに、生活困窮者に対する一定の手当てとか補助というのを全然考えない市というのではないんじゃないですかね。やはり一定の補助基準というのを考慮して、そういう困窮者に対する、もし訪ねてきた場合どういうふうに対応するのか。いや、そんなのありませんよと言うのか、それとも一定の基準でやるのか、私はぜひ予算に盛り込んでもらいたい。そのことを要望しておきます。

それと、ごみの処理、確かにいいところを見たからといってすぐできるわけじゃないんですよ。ごみゼロを目指したり、環境に優しいとか有機農業ということを使うならば、市の対策としても、そういう生ごみから堆肥をつくるとか、今燃やしてしまっている剪定の枝だとか落ち葉、その辺の公園や市役所の周りの落ち葉だってみんな袋へ入れて持って行って燃しちゃっているんだから、ああいうものを本当に堆肥化してそれを農業に使ってもらおうと。今、物すごく肥料が高騰している中で、そういう対策をとるようにこれから長期的に計画していくと。これは地域の人や農民の人とも協力しなきゃできません。市だけでできる問題じゃないけれども、そういう動きを刺激しながら地域の人たちと協力してやるということが必要だと思うんですね。

結構です。あとまたおいおい、以上で終わります。

議長（石崎勝三君） 答弁はいいんですね。

7番（鈴木貞夫君） いいです。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君の質問を終わります。

次に、6番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

6番（鈴木裕士君） 議席番号6番鈴木裕士でございます。

通告に従い質問いたします。

まず、最初は山林の間伐についてであります。

その第1は、去る9月の定例会におきまして、杉山議員の山林の整備に関する質問に対しまして、森林湖沼環境税を利用して本年度に間伐を予定している山林は37ヘクタールという回答がありました。一方、先般配付されました笠間市総合計画3カ年実施計画の策定について、これによりますと、森林機能緊急回復整備事業、18ページにありますけれども、ここでは平成21年度から3カ年計画で424ヘクタールの間伐を実施するということになっております。この3カ年計画、1年平均しますと140ヘクタール、今年度20年度の約4倍

となりますけれども、5年目も3カ年計画と同じペースで実施したとしまして、森林湖沼環境税の実施期間であります5年間で約600ヘクタールになるのかなと思います。

笠間市の森林面積、約1万500ヘクタールということを知っておりますので、総面積の約5.7%となりますけれども、対象となります樹木の年齢、あるいは伐採した樹木の措置、切り倒したままなのか、切断して積み重ねておくのか、あるいは搬出して木材として利用するのか。こういったいろいろな方法があるかと思われましても、いずれにしても専門家が実施したとしまして、地形的に条件がよいところであっても、5年間で最低でも延べ7,000人から8,000人、特に21年度から3カ年計画の中では1年間で1,600人、あるいは1,900人、延べ人数ですけれども、この人数が必要と思われまします。

そこで、この質問でありますけれども、この600ヘクタール、全体の5.7%という数字をどのように考えているのか。それから、この間伐作業の担い手、これはどのような方になるのか。森林組合だけに依頼するのか、山林作業に従事した経験者、あるいはボランティアなどの人たちに依頼するのか。それから対象山林、これをどのように選定したのか、回答をお願いします。

それから、回答に対する二つ目の質問でありますけれども、森林環境湖沼税によりまして間伐作業に対する補助金があるわけでありまます。ある資料によれば、笠間市には1,400ヘクタール余りの国有林があるということでありまます。標高の高いところもあありますけれども、いわゆる里山と呼ばれている山林も数、面積等も多く存在してああります。

特に県教育研修センター周辺、これはほとんどが国有地かと思われまますけれども、ここは笠間市にとって中心地でありまして、いわゆる人間でいえばへその部分に当たります。笠間市の中庭的な存在でありまます。北山公園周辺は、近年大分手入れがなされてああります。しかし、林野庁が財政難であるためか、研修センター周辺は全く手入れがされてあありませんで、私に言わせればまさに荒れ放題で、県内から研修に訪れる教師の人たち、あるいはクールシュヴェール音楽祭に訪れる人たちにも不快感を与えるのではないかと気になる状態でありまます。個人の家でも、立派な立ち木がなくても、庭の手入れの度合いによって住む人の性格、感覚が疑われると思っております。人によっては自然が豊かと思う人がいるかもしれまますけれども、それはごくわずかでありましよう。

繰り返しまますけれども、研修センター、この近辺は笠間市の庭、我々は笠間市の住民でありまます。国有林であっても、我々住民の感覚が問われるのでありまます。

また、ここを手入れすることによりまして、市民の森林浴、あるいは散策の場所となるだけでなく、過日私が述べましたように山菜や山野草も復活するのでありまます。

そこで質問ですけれども、間伐作業に対する交付金、あるいは補助金、こういったものを使って、この研修センター周辺にありまます国有林の間伐、シノの除伐、こういった山林の手入れを行政がリーダーシップをとって行うべきと思っておりますが、その意向があるのかどうか、回答をお願いします。

それから、ここは市街地から近くて、かつ樹齢の若い木、あるいは落葉樹が存在しますので、市民の方を中心に参加者を募って行うのも一つの方法と思われそうですけれども、どう考えるのか、回答をお願いします。

それから、山林間伐に関する3番目の質問でありますけれども、先般、庁舎内で、森林整備のお手伝いをさせていただき補助作業員を募集していますという茨城県林業協会発行のパンフレットを見つけたんです。補助作業員になるためには、基本研修を7日、実践研修を5日受講しなければならないと書かれています。実践研修、これは居住地に近いところで受講すればよいとされていますけれども、基本研修、これは常陸太田市または那珂市まで行かなければならないということであって、大変遠隔地でありまして、しかも7日間にわたる長期の研修で、参加の意欲をなくすものでありました。この研修は既に日程を終了しておりますので、パンフレットの配布方法あるいは研修会場の選定に苦情を言うつもりはありませんけれども、我々笠間市や隣の石岡市、あるいは桜川市、ここも山林の面積が広大なものがありますので、利便性を考えますと、石岡市や笠間市が基本研修の会場になってもよかったのではないかと考えております。今後また研修が実施されるような場合、隣接の市と連携して基本研修の会場を誘致すべきと思いますけれども、担当部長の考えをお聞かせください。

それから、大きい意味で第2の質問に移らせていただきます。

日本経済は成長が鈍化した、こういったことや人口が減少傾向にあることから、大規模な住宅開発が行われることは余り期待できない状況になってきております。このような状況下においても、岩間駅東の再開発がこれから本格的となるほか、旧北川根地区において比較的大きな住宅開発が実施されていることも耳に入りました。大型案件は別にいたしまして、中小型の住宅地開発は今後も行われるであろうことは想像できますし、期待もしております。

私は、働き盛りを都会への出稼ぎで過ごしました。こういったことから、現在の笠間市を細かく見ることはできませんでした。今、改めてあちこちを歩いてみますと、戸数が10戸から50戸に満たないぐらいの団地、これが各地に存在しているのが目にとまります。

そして、もう一つ、目にとまるといいますが、気になることがあります。それは、これらの団地の多くに袋小路が形成されていることでもあります。宅地開発業者は、少しでも土地を有効利用しようとするこの袋小路を伴った団地をつくり、行政は、規格に反しなければこういった袋小路でも市道や町道として認定してきました。この袋小路、犯罪を防ぐ上では非常に効果を発揮していると思います。つまり用事のない方、あるいは住民以外の者が入り込んでうろろうろしていれば、住んでいる方の目にとまりまして下見に入ることができないことから、犯罪の発生を防止できることでもあります。また、袋小路は、その地域のまとまりを保つ上では効果があると思われそうです。

しかしながら、別の観点、つまり防災、特に地震や火災が発生した場合はどうでしょう

か。私は消火や避難の面から非常に問題が多いと思っているのでありますけれども、防災の専門家である消防次長はどう考えているのか、回答をお願いします。

東京23区の大部分は、関東大震災、太平洋戦争、こういった空襲の影響から整然と区画されておりまして、区画整理が行われず自然発生的に住宅が開発された地域としまして、東京の世田谷区があります。山口市長も学校の関係からよくご存じと思われまして、昔の竹下総理などが住んでいたことから高級な住宅地としてのイメージが強い地域であります。

しかしながら、この世田谷区、中に入りますと車がやっと交差できるような狭い道路、それも坂を伴って曲がりくねった道がほとんどであります。この世田谷区が立てた防災計画における地震に強い都市づくり計画、この中で、行きどまり道路、つまり袋小路の改修を挙げております。既にでき上がっている住宅が密集している地帯での行きどまり道路の解消には、買収用地のほかに移転料や補償料など莫大な資金を必要として、また居住者の考えもあって、一朝一夕に事が運ばないことは今さら述べるまでもないかと思えます。できてしまったからでは、資金的にも労力面でも多大な負担を強いられることは明白であります。

現在、笠間市には、このような行きどまり道路、つまり袋小路を防止する条例がなく、次々と袋小路が誕生し、それが市道として認定されているのが現状であります。住宅の耐用年数、通常30年から50年と言われておりますけれども、それ以上長く残る建物もありますし、仮に家がなくなっても土地の所有権は未永く残るものであります。家を建てた後は道路一本通すのも容易でないことは、行政に携わっているからには十分承知しているはずであります。できてしまった袋小路、これは世田谷区と同じように莫大な費用をかけていつかは解消しなければならない、このときが必ず来るはずであります。

このように袋小路の発生に何ら手を打たないことは、都市計画の観点からは、目に見えない借金、これを後世に残すことと同じであります。将来にツケを残さない、将来に禍根を残さない、これが今求められている政治の姿ではないでしょうか。

そこで質問でありますけれども、これから、既にでき上がっているものは別にしまして、例えば20戸を超え、かつ道路の長さが50メートルを超えるような宅地開発をしようとするとき、そこを通る道路は2方向を既存の市道等に接続することとして、袋小路の新たな発生を防ぐよう条例を改正すべきと考えますけれども、市長の考えをお聞かせください。

それから、質問の大きい3番目でありますけれども、市庁舎内のセクハラ、つまり性的嫌がらせ対策の問題であります。

セクシュアル・ハラスメント対策については、旧労働省から平成10年に、事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針ということで告示されました。事業主が雇用管理する上で対策を講じるべきと定めております。

文面を読みますと、一般の事業者だけに適用するようにもとれますけれども、市役所が

幾ら高尚な人材を集めているとしても、いわゆるセクハラが完全に発生しないわけではないと考えております。一方、笠間市の歴史を見ましても、私の見落としかもしれませんが、このセクハラ対策の文言は見当たりませんので、質問として取り上げたわけでありませぬ。

そこで、この質問でありますけれども、セクハラ防止のために職員への働きかけ、あるいは該当事例、こういったものがセクシュアル・ハラスメントに該当するのか、こういった該当事例の周知、これはどうしているのか。それから、セクハラに関する庁舎内での苦情の受け付け、それから対応、いわゆる窓口がどうなのか。それから、調査確認の方法、あるいは苦情が事実の場合の処置はどうなっているのか。それから、3番目として、市長への報告体制と公表の基準、こういったものは設けてあるのか、どうなっているのか。それから、苦情が握りつぶされた場合、あるいは相談者が対応結果に納得できない場合の救済方法、これはどうなっているのか、以上についての回答をお願いします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後 零時58分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番村上典男君が着席いたしました。

7番鈴木貞夫君から、先ほどの質問で訂正の発言を求められているので、許可いたします。

7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 先ほどの私の2回目の発言の中で、有限会社ドンカメの所在地について「茨城県芳賀市」というふうに申したそうです。正式には「栃木県芳賀町」なので訂正させていただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

以上です。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 6番鈴木（裕）議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、茨城県では、森林の整備や河川、湖沼等の水質保全のため今年度から森林湖沼環境税が創設され、それぞれの施策が動き出しているところでございます。

間伐につきましては、森林機能緊急回復整備事業によりまして、森林が持つ公益的機能を保つため緊急に間伐を行う必要があるとされた山林が、笠間市におきまして424ヘクタールございまして、民有林全体の8,995ヘクタールからすると4.7%に当たります。

さて、これらの数字をどのように考えているかとの質問でございますが、424ヘクター

ルにつきましては、当市における緊急に間伐を行う必要があると判断された面積であり、この424ヘクタールの間伐を逐次実施していく予定でございます。今年度は、県からの配分面積が当初37ヘクタールでございましたが、今回の補正予算によりまして13ヘクタールの追加をさせていただき、合わせて50ヘクタールの間伐を予定しているところでございます。

しかし、木材価格の低迷等による採算性の低下により、消費者の山林整備への意欲が薄れている状況にあり、今後、荒廃した山林がふえていくことが危惧され、緊急に間伐が必要となる山林面積が増加し、事業の効果を図る上では、ある程度の期間を必要とするものであります。

次に、間伐作業の担い手につきましては、間伐作業地ごとに条件が異なり、残存させる立ち木の適正な配置を勘案しながら、また険しい山地に入り急勾配な場所での作業が多いなど、高度な作業技術を持った作業員の確保が必要となります。さらに、今後は事業量の増加も予想されるため、林業団体である森林整備の技術を持った森林組合と一体となり、森林技術者の育成に努めてまいります。

間伐対象山林の選定方法は、平成18年度に県事業で実施しました間伐促進全体調査によりよりまして間伐の緊急度が判定され、その基準として、下草の衰退、土壌の流出等が見られ、山林の健全性を維持する観点からおおむね3カ年以内に間伐が必要とされた山林をA判定、B判定は、それが懸念される山林、それ以外の山林はC判定となっております。この調査でA判定となり、早急に間伐を実施することが必要と判断された山林424ヘクタールが、事業の対象山林となっております。

また、事業の実施に当たりましては、地域の山林事情に詳しい方を間伐推進員として委嘱しまして、所有者への説明、意向調査、連絡調整、現地案内等のご協力をいただき、推進しております。

次に、教育研修センター近辺の国有林について、森林湖沼環境税に関する補助金を使用して国有林の間伐やシノの除伐を行うべきではとの質問でございますが、森林湖沼環境税を充当し森林の保全整備を行う森林機能緊急回復整備事業につきましては、対象は民有林であり、国有林は対象外でございます。

また、市民を中心に参加者を募って間伐、除伐を行うことも考えられますが、実行する意向はあるのかとのご質問でございますが、参加者を募りまして、山林の実情を市民の皆様把握していただきながら健康増進やレクリエーション的な間伐、除伐を行うことも考えられますが、現実的には事故など安全面を考慮した場合、難しいかと考えております。

最後のご質問でございますが、森林整備補助作業員の基本研修を石岡市等と連携して笠間市で開催できないのか、また今後研修を誘致する考えはあるのかとのご質問でございますが、森林整備補助作業員の研修につきましては、社団法人茨城県林業協会の主催により、基本研修7日間で1回20名としまして、年3回実施されております。

これらは常陸太田市にあります林業・木材製造業労働災害防止協会の講習会場と那珂市にあります茨城県植物園研修施設において、林業の知識及び技術の習得を目的に開催しております。両施設は、研修で使用する設備、機材等が十分整っていることから、基本研修は両会場のみで実施されております。また、基本研修修了後、速やかに実践研修5日間を住居地に近い森林組合等において行い、研修が修了することになっております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 消防次長植木敏夫君。

〔消防次長 植木敏夫君登壇〕

消防次長（植木敏夫君） 6番鈴木（裕）議員の質問にお答えいたします。

袋小路的な地域にて地震、火災が発生した場合いかにすべきかということですが、地震、火災発生時最も重要なことは、自分自身が、家族が、地域の人々が、安全に避難することです。そのためには複数方向への避難路の確保が大切であります。袋小路といえど、人が避難に必要な通路を確保することはできると思われま。避難路の障害物、枯れ草等燃焼物の撤去も必要です。また、災害時、消防車両を初めとする緊急車両の進入を妨げる行為が最も危険であり、日ごろから路上駐車をしない、させないことも必要であります。

平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災において、被災者の95%が自助であり、地域住民による共助でありました。これらの教訓から、各家庭において地震を初めとする災害発生時の行動について話し合いを持つとともに、家屋、家具等の倒壊防止策、そして初期消火のための消火器の準備も必要であります。

袋小路的な地域については、特に密接な隣人関係を持つことも大切なことであり、町内会において、災害時、災害弱者である子ども、老人、障害者をいかに守るかについて、地域の民生委員等の協力により作成中であります災害時要支援者名簿をもとに、対策を検討し、さらには新防災計画に基づく自主防災組織を立ち上げ、地域が一体となった防災訓練等を行うよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、鈴木（裕）議員の住宅地の袋小路について条例を改正すべきとのお質問に対してお答えをしたいと思います。

現在、開発事業者が宅地開発を行う場合には、都市計画法第29条に基づきまして開発面積が3,000平米以上のものと、開発面積が1,000平米以上3,000平米未満の笠間市開発指導要綱に基づく開発指導がございます。これらの開発における道路等の計画につきましては、法令で定める技術基準をクリアした計画で開発を行っているところでございます。

ご質問の袋小路についてでございますけれども、開発行為における行きどまり道路で開

発を行う場合の技術基準といたしまして、一つとして、行きどまり道路の延長は最大100メートル以内とすること、二つ目として、道路幅員は原則として6メートル以上とすること、いわゆる交互通行ができるという幅員でございます。さらには、三つとしまして、行きどまりの道路の延長が35メートルを超える場合には、その最短部に回転広場を設けることなどの条件をクリアした計画でないとは許可がされないことになっているわけでございます。

ご質問では、こうした袋小路をつくらぬ条例を改定すべきではないかということでございますけれども、冒頭説明いたしましたように、開発行為では法令に基づく技術基準が定められていることから、これらの技術基準を基本としまして行政指導をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 6番鈴木（裕）議員のご質問にお答え申し上げます。

市職員のセクハラ対策ということでご質問いただきました。

まず、初めに、セクシュアル・ハラスメント防止への職員の働きかけといたしまして、セクハラ防止の内容を含めました公務員倫理研修、または新規採用職員研修を実施してございます。また、懲戒処分等の基準においてセクシュアル・ハラスメントを行った場合の処分基準を明確にすることで、セクシュアル・ハラスメント防止の働きかけをしております。その懲戒処分の基準を訓令として周知をしているところでございます。

次に、セクシュアル・ハラスメントの苦情受け付けでございますが、人事管理や職場環境整備の担当課でございます職員課が窓口となり、苦情の受け付け対応をしているところでございます。

また、セクシュアル・ハラスメントの苦情や相談があった場合は、それらを調査し、その事実があった場合には、非違行為報告書をもって市長へ報告することになってございます。この報告に基づき、笠間市職員分限懲戒等審査委員会におきまして処分の対象となり審査されることになってございます。セクシュアル・ハラスメントの懲戒処分の基準は、具体的な行為の対応、悪質性等も情状として考慮の上、懲戒免職から戒告までの処分となっております。また、セクシュアル・ハラスメントにより懲戒処分を行った場合には、懲戒処分等の公表基準により笠間市の公式ホームページで公表することになってございます。

さらに、セクシュアル・ハラスメントの訴えが握りつぶされた場合や対応結果に納得ができない場合の救済方法といたしまして、職員は、笠間市等公平委員会による職員の苦情相談に関する規則にのっとりまして、人事管理に関する苦情の申し出や相談が文書または口頭で公平委員会に行うことができるとされているところでございます。

セクシュアル・ハラスメントに関する研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 2回目の質問に入ります。

先ほど産業経済部長の答えの中で、ちょっと納得のできないといいますが、理解できない部分があるのでありますけれども、先ほどの答えの中で、民有林は9,000ヘクタール弱ということ、その中で4.7%になりますよということですのでけれども、この11月に配付されました笠間市総合計画3カ年実施計画の策定、ここの18ページに、実施計画の内容として、県事業による調査により緊急に間伐を行う必要があると判断された森林が市内に424ヘクタールあり、間伐を計画的に順次実施すると書いてありまして、事業費が4,835万1,000円、それで事業年度が21年、22年、23年の3カ年になっています。この3カ年で424ヘクタールを実施すると私は理解しておりますが、先ほどの回答ですと、例えば20年は50ヘクタールに拡大された、これを含めて424というふうな形にとれるんですが、その辺ちょっと理解しがたいといいますが、ここの表現と違うような気がいたします。

ここで言っていることは、3年度間で424ヘクタール実施するというにしかとてもとれない。この辺単なるニュアンスの違いじゃなく、完全に3年で424ヘクタール実施するんだよと。ところが、青木部長の話だと、20年度、あるいはそれ以降も含めて、県が判断した424ヘクタールと、全体で。ある程度想定できる期間内に実施するのが424ヘクタールなんだよというように聞こえるんですが、その点の再度の回答をお願いします。

ちょっと私の言っていること、最後の質問わかりますか。

それから、研修センター近辺の整備でありますけれども、先ほどの回答の中では、国有林は対象外ですよということでありました。大体想像していた答えなんですけれども、その答えを想定して、なおかつやるべきでしょうという質問を投げかけたわけです。

というのは、確かに県は、国有林は対象外だよと言うかもわかりません。だけど、先ほど言いましたように、あそこは笠間の一等地といいますが、合併前は友部の外れ、笠間の外れだったんですね。だから、どうでもいいやというであれですけれども、対象外になるのは多少やむを得ない部分があるかと思えます。ですけども、今は笠間の完全なる中心地なんですよ。あそこに手を入れる、間伐をする、こういうことをすれば、物すごい広い面積の自然林、自然公園、公園というのは、遊ぶ場所だとか遊具施設を設ける、そういったことは必要ないですけれども、自然公園、これが誕生する。私は、あその場所というのは、これから笠間の中心地として、みんなが集える場所、例えば県の施設、ああいったものとあわせてやれば、相当広い面積の森林浴、休息地というような形で公園を確保できるという考えであります。

林野庁、今、相当赤字財政で、職員の退職金捻出もままならないということですから、林野庁に働きかけても、あるいは国に働きかけても、そう簡単に返事はしないと思えます。ですけども、笠間の住民のために、笠間の人たちの意思によって、笠間の人たちのため

にやるんだよと、そういった気構えを示せば、林野庁だって、だめですよということはないと思いますし、例えば県の方も、確かに当初の森林の、あるいは環境をよくする税金という趣旨からは反すると思いますけれども、やはりああいった場所、県の教育行政機関との折衝を重ねれば一応あそこはできるんじゃないかと確信をしておりますし、またやるべきだと考えております。

それから、セクハラ防止関係の問題ですけれども、先ほど倫理研修を実施しているということでもあります。一般企業でもそうですけれども、のど元過ぎれば熱さを忘れるということで、そういった告示、条例が出たときは一生懸命やるよ、ただその後はそのままほうりっ放しというケースがしばしば見受けられます。

こういった観点から、最近ここ2年ぐらい、合併してからでも結構ですけれども、このセクハラ防止に関しての倫理研修は、実際何度ぐらい、こういった人たちを対象に行ったのか、その辺の回答をお願いします。

それから、袋小路の解消ということでもありますけれども、法令にのっとって100メートル以内、幅6メートル、それと35メートルの回転広場ということでもあります。確かに上位法との関連性ということもありますけれども、現実にあちこちの都市を観察してみれば、最近と申しますか、この袋小路というのはほとんど見受けられなくなっているという状態かと思えます。

そういったことから、先ほど消防長の方から回答ありましたように、近所の人たちで相互助け合って避難ルートを確保するとか、避難方法を検討するとかありましたけれども、そういった対応をとれるところは結構でありますけれども、いろいろな団地、これからどんどん高齢化していくという中であって、そういった実質的な防災、避難組織、これをつくるのは、組織はつくってあっても実際に生かすことは難しいんじゃないかなという気がいたします。

そういったことから、上位法で縛られていてどうにもならないというならば、これまた考えようがありますけれども、よその市を例にとってみても、そう袋小路が目立つようなところはない。あるいは、先ほど例として出しました世田谷区のように、この袋小路を解消する方向に向けているということを考えますと、そういった法律の縛りはあるかもわかりませんが、ぜひとも袋小路解消のために市単独の何らかの動きができないものが、その辺再度の答弁をお願いします。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 鈴木（裕）議員の再度の質問にお答えいたします。

2点ございます。まず1点は、間伐計画の424ヘクタールが、この総合計画の3カ年計画の中で424ヘクタールとなっているんじゃないかという中でのご質問が1点でございます。

この点につきましては、総合計画、ご承知のとおり、市の上位計画でございまして、10カ年の計画が総合計画です。その中で前期5年、後期5年という事業計画になっておりまして、それらを円滑に進めていく上で、3年ごとの計画といえますか、事業量のボリュームをつかむ、事業費をつかむという観点の中から、3年の中で出てきたのがこの数字でございます。

笠間市の424ヘクタールというのは、県の計画の中で5年ということなんですが、1年で計画すれば80ヘクタールぐらいやっていかなきゃ進まないんですが、この県の森林湖沼環境税は、時限立法でございまして、5年として定められております。全体で県では1万3,870ヘクタールぐらいございまして、そのうちの3.1%がこの笠間の割り当てでございます。そういう観点から、県の全体計画を5年でやっている関係から、こういうふうな形での表現が県として出てきていると。

市の方は、あくまで424ヘクタールは、この緊急間伐の中で進めていく総体の面積が、当面10年はかかると思いますけれども、それが424ヘクタールということでご理解をいただきたいと思います。

もう1点は、研修センター周辺の国有林の中で、笠間市の中心部であり一等地であると。市民公園といえますか、自然公園、これらを市民の憩いの場にはいかがなものかというご質問ではなからうかと思えます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、国有林はこの事業では対象外になっています。やろうとすれば、また別な話になるかと思えますけれども、とりあえず国有林ということで、水戸にあります森林管理署ですか、この辺に、こういうふうな話があると要望として伝えてはおきたいと思うんですが、なかなか森林管理署の方でもいい返事は返ってこないことが想定されます。

また、この緊急間伐につきましては動き出したところでございますので、その辺をかんがみまして、臨機応変に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

市長公室長（塩田満夫君） 6番鈴木（裕）議員の再度のご質問にお答え申し上げます。何回ぐらい研修を行っているのかというご質問でございますけれども、全職員を対象といたします公務員倫理研修、これを1回実施してございます。また、新規採用職員については、別個に開催をしてございます。年2回ということになります。

以上です。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、鈴木（裕）議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、市道の認定基準からちょっと触れさせていただきたいと思えますけれども、一般

の市道の認定基準としましては、原則として4メートル以上の道路であること、さらにはその路線の起点及び終点が国道、県道、市道、そのいずれかに接していることということが、市道の認定基準となっているわけでございます。

開発における場合は、この後のただし書きの中で記載しておりますけれども、先ほど申しましたように幅員が6メートル以上、あるいは回転広場を設ける、途中で退避所を設ける、そういった基準があるわけでございますけれども、通常の道路整備におきましては、当然通り抜ける道路が原則ということでやっているわけでございます。

議員ご質問の開発区域の中でございますけれども、3,000平米以上の大型開発につきましては、面積がかなり大きいという中では、県道から県道、あるいは市道から市道へぐるっと迂回できるような道路の整備も可能かと思っておりますけれども、笠間市内で多くの開発は3,000平米以下が多いようでございます。3,000平米以下ということになりますと、坪数にしますと900坪のところでございます。単純に考えますと、大体七つから八つの区画をやるような形になるわけですね、道路をつくりまして。そういう区画の整備ということでございますので、どうしても土地の形からして通り抜けできる道路というのは難しいということが一つございます。

それから、先ほど議員おっしゃいましたように、そこに住まわれる方としては、やはり通過交通のある道路よりも、自分たちの道路という、先ほど議員おっしゃいましたような犯罪の防止とか地域の輪、そういったことを考えると、通過交通はあんまり好んでない、閑静な住宅地を住民は希望しているというような状況がございます。

そういったことから考えまして、笠間市におきまして、先ほどの話の中でありました、どうしても都市計画法の基準で縛られているわけでございますので、その法令で定められた範囲を超えて別な基準を設けるということはできないという形になっております。

ただ、開発業者に、そういった迂回してぐるっと回れるような道路をできないかという指導はできますけれども、それは強制力はないということでございますので、ご理解いただきたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） ある程度了解いたしました。

先ほどの青木部長の答弁の中の問題でありますけれども、部長が言われるように、5カ年計画で424ヘクタールやるんだよというならば、ここに書いてある表現というのは、非常に誤解を生ずる表現の仕方というふうに私は思います。

それから、国有林の間伐、除伐の問題でありますけれども、部長自身も余りやる気がないようなことで、こういった意見があるよということを伝えておきますよということではなかなか実現しない。私の説明といたしますが、説得の仕方がよく伝わらないためにそういった考え方になったかと思っておりますけれども、これから自然に親しむ機会を与えるだとか、市民の人たちに味わってもらおうというからには、あそこは最高の場所と考えておりますの

で、これからも粘り強く研修センター近辺の整備を、特に笠間市だけの予算でできるわけではないかと思えますから、その辺の整備を進めていただければという気がいたします。

それと、もう一つ、ボランティアの方々をお願いするということ、この危険性ということとは確かにございます。ただ、実際、私が議員になったばかりのころ、私の近くのハイキングコースをつくりました。標高200メートルぐらいの山でありましたけれども、このときに30人から40人の方が1週間以上全く手弁当、飲み物持参で参加していただくということをやって、そのハイキングコースをつくり上げました。確かにそのけがは心配でありますけれども、そのときけが人は一人も出ておりません。これからけがが発生しないということは断言はできませんけれども、保険面での充実、こういったものをやれば、参加者もある程度参加していただけるんじゃないかと思えますし、危険性に対する対応もできるのかという気がいたします。

あくまで行政側のやる気にかかっているかと思えますので、ぜひとも前向きに検討していただいて、実施されることを希望して、質問を終わりとさせていただきます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君の質問を終わります。

次に、16番横倉さん君の発言を許可いたします。

16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。

通告に従い一般質問を行います。

初めに、消防防災の充実について伺います。

災害に強いまちづくりは、市民の共通の願いであり、行政と市民が共同して取り組む課題です。災害時の被害を最小限に食いとめるには、防災に対する十分な体制がとれるよう整備しておくことが重要であります。

そこで伺います。

笠間市の消防署員の充足率は、国の基準に対してどのような割合になっているのか。また、全国の平均、県内の充足率はどうなっているのか、伺います。

友部消防署員の救急救命出動は、平成10年実績に対し、平成19年は1.54倍にふえています。市民の身体、生命、財産を守る点から、一層の消防職員の充足率の引き上げは必要であり、増員を求めるものですが、見解を伺います。

消防分団は、地域での火災、災害時などに出動し、消防署員と協力して活動されており、大変重要な役割を担っております。消防分団を支えるため各分団に消防後援会がつくられ、自主的に運営されています。その中で、後援会費の支出に消防器具補助や消防設備費、防火衣、分団詰所の借地代が含まれています。

消防組織法3章8条は、市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないと明記しています。この法に照らして、消防分団の諸費用のうち、消防に要す

る費用は公費で負担すべきであると考えますが、答弁を求めます。

消防団員が火災や災害などで出動した場合、二、三時間から半日かかっており、1回の出動に対して2,000円の出動手当が出ています。職場や仕事を離れ、分団の活動に参加されておりますが、昨今の情勢に照らしても低い額になっています。その増額を求めますが、見解を伺います。

最近、各地を襲った地震では、宅地造成地における地盤の問題、古い建築基準法によって建築された家屋等の被害が多く、阪神・淡路大震災で死亡した約8割の人たちは木造家屋の倒壊と火災に見舞われた犠牲者です。この教訓から、国は2015年までに耐震化目標を90%に設定しています。国と県は、住宅耐震診断助成事業を継続しております。9月定例会でも、この質問に対し、実施に向けて検討しているとの答弁がされました。新年度の予算編成の中で、市は、この国と県の耐震診断助成事業をいつからどのような方法で具体化され実施されるのか、伺います。

次に、子どもの無保険証問題について伺います。

貧困と社会的格差が広がる中で、国民皆保険を支える国民健康保険制度の形骸化が加速しています。高過ぎる国民健康保険税を払い切れず、滞納している世帯はふえ続けています。治療費が窓口で全額自己負担となる資格証明書が医療を受けることを困難にしています。厚生労働省の調査によると、保険証が取り上げられ無保険状態になっている中学生以下の子どもたちは、茨城県で556世帯861人、全国では3万3,000人に上ることが明らかになりました。これは、病気になりやすい子どもたちが、必要な医療から排除されている実態を示しています。

私の調査では、2008年8月の時点で笠間市の国保加入世帯1万3,471世帯、そのうち滞納世帯2,998、短期保険証交付されている世帯は1,343、資格証明書を発行されている世帯が143世帯になっています。資格証明書を発行されている世帯の中には、中学生以下の児童生徒が10人含まれていることがわかりました。

現在の笠間市の国保加入の収納状況、短期保険証、資格証明書などの現状はどのようになっているか。また、無保険状態になっている中学生以下の子どもたちの現状はどのようになっているのか、あわせて答弁を求めます。

保険証がなければ、就学前までの子どもの医療費助成制度さえ使えません。児童生徒の成長過程は、さまざまな病気を克服していくものです。経済的理由から児童生徒が必要な医療を受けられず、命を落とすようなことがあってはなりません。児童憲章の中でも、すべての児童は適当な栄養と居住と被服が与えられ、また疾病と災害から守られるということがきちっと書かれています。中学生の子どもがいる家庭はもちろん、高齢者世帯などすべての世帯で、制裁的な保険証の取り上げを直ちに中止すべきです。速やかな保険証の交付を求めますが、見解を伺います。

また、高過ぎる国保税を引き下げのために、一般会計からの繰り入れや、また国に対し

て国庫支出金の増額を求める働きかけなど、どのような具体的な施策を検討されているのか、あれば伺います。

第3の質問です。学校給食調理業務の委託について伺います。

学校給食調理業務の委託は、行政改革の名のもとに、学校給食業務の運営の合理化を図り調理員の人件費を削減するために、今議会に債務負担行為として提出されています。学校給食は、食育教育の一環として、定常的かつ恒久的に確保されなければならない学校教育の重要な一部であります。

そこで伺います。

学校給食調理業務の民間委託をすることは、現在働いている専門的技術を持った調理員の雇用を危うくするものです。すべての調理員を非正規で低賃金の不安定雇用に置きかえることにつながりかねません。自治体がみずから、地域で働く人々の賃金水準を低く抑え、労働環境の悪化に手をかすものではないでしょうか。これでは地方経済を一層衰退させることにつながります。働く人の賃金や労働条件をどのようにとらえているのか。また、委託になった場合、現在いる調理員がどのような処遇になるのか、伺います。

学校教育は、歴史と伝統を重んじ、教育実践を通して一層豊かな教育を行うことが求められています。また、学校給食は、児童生徒の心身の健全な発展と国民の食生活の改善に寄与することを目的にし、教育の一環としてなされるべきものであり、かつ児童生徒が食という体験を通して生きる力の原点を学ぶ場であります。児童生徒にとってよい給食を実現するためには、調理員の専門的技術や経験などが重要であり、その専門性を育てるには安定した労働条件は不可欠であります。

調理業務の民間委託をした場合の責任の所在はどこにあるのでしょうか。万が一食中毒などの事故が発生した場合、責任はだれがとるのででしょうか。また、衛生管理の責任の所在もあわせて伺います。

民間委託の場合、学校栄養士が、委託されている調理員に直接指示を出すことができるのか、伺います。災害時に避難場所となる学校での炊き出しを行う場合、民間委託の調理員に業務命令を出し非常食の確保ができるのか、伺います。

地産地消を推進発展させるためには、栄養士と調理員の連携協力がとても重要であります。しかし、業務の契約の要件に照らしてみれば、民間委託は地産地消の発展にならないのではないのでしょうか。教育的観点や学校給食法から見て、学校給食調理委託はやめるべきであると考えますが、見解を伺い、1回目の質問といたします。

議長（石崎勝三君） 消防次長植木敏夫君。

〔消防次長 植木敏夫君登壇〕

消防次長（植木敏夫君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

消防職員の充足率についてのご質問でございますが、笠間市における消防職員の充足率については、平成19年4月には59.8%でありましたが、平成20年度8名の職員を採用した

ことにより61.7%になっております。県内の平均充足率は61%ですので、県平均を若干上回っております。全国の消防職員の平均充足率は76%になっております。

救急出動件数は、ご指摘のとおり年々増加傾向にありますが、救急隊と消防隊との兼務により乗りかえにて運用し、重なった事案に対して他署の応援で補完する体制をとっていることにより、現在の定数で十分対応が可能と考えております。

また、本市といたしましては、職員の質的向上を目的に、病院研修や薬剤投与など各講習会等へ参加させ、さらなる救急体制の充実を進めております。今後も、市民の安全・安心な社会構築を念頭に置き、消防体制の低下を招かぬよう、欠員分の職員を補充しながら現体制を維持していきたいと思っております。

次に、消防団に要する費用についてでございますが、ご指摘のように消防組織法第3章第8条では、市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならないと定められております。

本市におきましても、当条文を踏まえまして、消防団員報酬や出動手当、団員の公務災害補償や福祉共済補償等の負担金など団員の福利厚生に要する費用、それから消防車両の購入や詰所兼機械器具置き場の建築、維持管理等施設に要する費用を負担しております。詰所兼機械器具置き場については、以前は後援会で費用負担をして建設していましたが、現在は市が全額負担して、計画的に整備をしております。防火衣等の装備品は、消防団体活動に必要とされるものはおおむね配備していると認識しております。今後も、装備品全般については計画的に整備を進めたいと思っております。

また、出動手当の増額についてでございますが、消防団員は非常勤の特別職の公務員であります。市では、条例に基づき、消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償等につきまして出動手当等をお支払いしております。

ご質問の出動手当を増額してはということでございますが、現在の出動手当額は平成18年の合併時定められたもので、その後変更されておられません。茨城県の消防防災年報により県内の状態を見ますと、火災出動等の最低額は390円、最高額は5,000円となっており、平均額は火災出動で2,228円、風水害出動では2,358円、警戒出動では1,999円、訓練出動では1,952円となっております。本市では、すべての出場に対しまして1回当たり2,000円としておりますので、県平均から見ますと若干低いと思われませんが、現状況下においては現状維持で考えております。

以上であります。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） 16番横倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

住宅耐震診断事業につきましては、前回の定例会にもお答えをいたしておりますとおり、平成21年度実施に向けて現在検討をしているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 16番横倉さん議員の質問にお答えいたします。

笠間市の国民健康保険の加入の収納状況、短期保険証、資格証明書の発行状況についてのご質問でございますが、国民健康保険税の収納状況は、平成19年度、現年度分収納率87.36%、過年度分収納率19.88%です。また、短期保険証、資格証明書の発行状況でございますが、平成20年12月1日現在で、短期保険証1,161世帯2,498人、資格証明書128世帯182人の発行状況となっております。また、小中学生の該当の人数でございますが、8名となっております。

続きまして、2番目の質問でございますが、短期被保険者証、資格証明書の制度の趣旨は、国民健康保険税を滞納している方への納税を促すことと、面会機会をふやすことによって国保税の納付の促進を図るものでありますので、今後とも未納者につきましては発行していきたいと考えております。

ただし、特別の事情がある場合は適用除外の規定がありますので、面談をして実態を把握して個々に対応しております。

高齢者世帯に対する資格証明書の交付に対しましては、現在、茨城県後期高齢者医療広域連合において検討中であります。

次に、中学生以下の子どもがいる世帯に速やかな被保険者証の交付のことでございますが、現在、国において対象年齢を中学生以下に短期保険証を一律交付する救済法案を今国会に提出、成立を目指しておりますので、本市といたしましても、国の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして、3番目の質問でございますが、国民健康保険税の引き下げのための一般会計からの繰り出しにつきましては、平成20年6月6日付総務省自治財政局調整課長の通知により、保険税の安易な引き下げに充てるべきではないとありますので、国民健康保険制度上、法定分以外の繰り入れをすることは現段階では考えておりません。

なお、平成19年度の法定分繰入額実績といたしまして、4億9,715万5,002円を一般会計より繰り入れております。

次に、国に対する要請等の働きかけでございますが、国民健康保険中央会ほか8団体主催の国保制度改善強化全国大会へ参加し、医療保険制度一本化の実現、国保財政基盤強化策の拡充強化等を求めて、国会、政党及び政府関係者への陳情や地元選出国會議員への陳情等の働きかけを実施したところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） それでは、横倉議員のご質問にお答えいたします。

初めに、行政が地域経済を衰退させるような施策は進めるべきではないというものでございますけれども、学校給食業務は、国において学校給食の運営の合理化を推進する方針の中で、地域の実情に応じ、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により人件費等の経常経費の適正化を図る必要があると示されていることや、市の行政改革においては、調理業務員の高齢化や少子化と相まって、民間との役割分担を見直し、民営化、民間委託業務等を進めていくべきことが提言されているところであります。あらゆる資源を活用して効果的、効率的に行政サービスを提供することが、市行政運営上の課題となっているところであります。民間委託を行うことにより地域雇用の機会が図れるため、地域経済の衰退になるとは考えていないところであります。

次に、調理員はどのような処遇になるのかということでございますけれども、調理員につきましては、他の学校及び給食センター等の調理員の不足するところに配置がえを行うこととするよう考えております。また、臨時職員については、委託に当たって、できるだけ希望者は引き続き雇用していただけるような働きかけを行っていきたいと考えております。

また、民間委託により、責任の所在、栄養士から調理員への指示、学校給食衛生管理の基準等多くの問題があるのではないかと、また地産地消の推進発展が阻害されるのではないかとのご質問です。

この件につきましては、民間委託を行っても、従来どおり学校長管理のもと、栄養士が献立、材料の購入、安全管理などの業務に当たり、その指示のもと委託業者の調理員が調理業務を行うということでありますので、問題はありません。このことは、平成16年度から北川根小学校で同様の内容で調理業務委託を行っておりますが、ご指摘のような問題は今のところ発生しておりません。

なお、民間委託に当たっては、文部科学省の学校給食衛生管理の基準及び厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルのほか関係法令に基づき、調理機器の洗浄や消毒、食材の管理、調理方法、検食、保存食の保管、その他さまざまな部門で安全管理を徹底させるなどの内容で委託したいと考えております。

また、地産地消につきましては、食材の納入は従来どおりでありますので、今後とも地産地消の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、その中で、学校給食については発生しないよう衛生管理等徹底して行うということが基本でありますけれども、万が一食中毒が発生したような場合には、責任の所在はどこかということでございますけれども、責任の所在は教育委員会にあると、市にあるというふうに考えております。

また、災害時等の炊き出しとかそういうものはどうかということでございますけれども、友部地区の自校調理業務につきましては、おかず、副食についての調理でございますので、

市の方に協力要請とかそういうことがあった場合には、教育委員会もしくは市の方で判断して、どのようにするか決定するようなことになると思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 9 分休憩

午後 2 時 1 1 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番野口 圓君が所要のため退席しました。

16 番横倉きん君。

1 6 番（横倉きん君） まず、消防問題で再度お伺いします。

今、充足率については、欠員補充ということで去年よりは高くなったということですが、全国平均から見ると、全国平均76%です。茨城平均はぐっと低くて60%台ですね。そういう中で、消防署員の乗りかえやなんかで十分今のところ問題はないという答弁をいただきましたが、やはり緊急出動など危険を伴い、また敏速な対応と正確な判断が求められているわけです、消防署員は。そのためには、十分な対応ができる勤務体制が保障されなければならないと思います。充足率が低いということは、労働基準法が定めている必要な休息時間が確保されているのか。また、本人の休暇請求に対して年休の取得率が保証されているのか、この辺のことを伺います。

また、消防組織法の中で、消防に係る費用ということで、今、地代、必要なものは公費で賄うという答弁をいただきました。今、19年度のある分団の決算書を見ますと、分団詰所地代が、後援会の中から支出されています。そういうことから、ぜひこの辺、分団詰所の地代は、これは当然建物が建っているわけですから市の消防にかかわる費用のうちに入ると思いますので、この消防分団詰所の地代も当然公費で賄うかどうか、再度答弁を求めます。

それと、前の私の調査でも、各分団にホースなど1本ずつ貸与しているということですが。実際ホースがありましても、古くなったりしてこれはかえなければならない。あと防火衣も、古くなった場合、これは消防にかかわる費用ですから、当然公費では賄っていただけるものと思いますが、この辺の消防分団における設備とかそういうものに対しても、市としてこの調査をきちっとして、必要なものについては公費で賄うよう実施していただきたいと思います。

今、後援会費の中でも、ちょっと調査しましたところ、年間後援会費が1,200円から5,000円程度になっております。今、いろいろな税金が高い中で5,000円ということは、消防後援会はいつ世話になるかわからないということで、お断りできないということで、相当負担ですという声も聞いております。そういうことから、こういう消防に係る費用を

市の方できちっと出していただければ、消防後援会費ももう少し抑えられるのではないかとということで、消防詰所地代などの公費負担がきちっとされるのか、再度答弁をお願いします。

それから、子どもの無保険証問題ですが、現在も8名が無保険証になっております。笠間市の保険証の対応について、どのような対応をされているのか。今、厚労省の通達では、子どものいる家庭は特にきちとしたきめ細かい対応をもって、医療が受けられないことがないように言っているわけです。笠間市の資格証明書の発行に対する対応はどのようになっているのか、伺います。

それから、収納率が87.36%とお聞きしました。前年に比べて滞納率はどうなっているのか、伺います。

それから、学校給食の問題です。今、民間にあって雇用の確保もできるということですが、実際、正職員になっている方をかえるわけですから、雇用がふえるわけではありません。今、北川根の委託の費用は、3年間でどのぐらいの額になっているのか。この専門的知識、経験を必要な人が働く職場として、不安定低賃金雇用になるのではないかと私は危惧しているわけですが、3年間で何人働いていて幾らで委託しているのか。また、その委託の中から会社の費用は引かれるわけですね。それで、労働者はどのぐらいの賃金で働いているのか、その辺お伺いします。

それから、責任体制として、市が責任をとると今答弁されました。その点で疑問があります。民間委託ということは、請負形態、そういうことになると思います。請負に対する要件というのがあるわけです。その中で、作業の完成について、事業主としての労働者の指揮監督、それとか責任というのは、全部請負業者が負うことになっています。それが市が責任をとるということは、市のあいまいな契約になるわけです。そういう点で、委託契約というのと全然相入れないことになっています。

そしてまた、労働基準法とかそういう中で、調理師には今までどおり指示監督ができるというような答弁をいただきました。この委託契約からしたら、学校の栄養士は、契約の違う調理員には直接指導命令はできないはずですが。そういう点では、指導ができるということは、委託契約じゃなくて労働者派遣法になるのではないのでしょうか。これは委託じゃなくて偽装請負になる可能性がうかがわれます。

また、学校給食法からすると、地産地消の問題でもそうですが、やはり食材、地産地消ですといろいろな材料が来ます。そういう中で、今回来たジャガイモだったら六つ割にする、八つ割にするとか、そのときで状態が変わると思うんですね。そういった場合に、指示監督、指示が出せるか出せないかというのは大きな問題です。

そういう中で、地産地消をやる場合に、民間に委託して、その調理師さんとのコミュニケーション、連携協働というか、それが密にいかなければ、うまく進まない状況になるのではないのでしょうか。そういう点では、この民間委託というのが、請負の要件とい

うのがあるわけですね。あと学校給食法ということからすると、学校の責任とか、学校設置者の責任があいまいになるというか、すごくあいまいになっているわけです。そういう点で、再度、委託の中の指示監督、その請負、その問題とか、その辺の答弁をお願いします。

議長（石崎勝三君） 消防次長植木敏夫君。

消防次長（植木敏夫君） 横倉議員の2回目の質問にお答えいたします。

職員に与えられる有給休暇は、それぞれどのぐらい取得しているかとのことでございますが、ご案内のとおり、消防職員の仕事は、災害を未然に防ぐことはもとより、いざ発生の際には、最小限度に防御すべく、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊それぞれの任務役割により活動いたしております。これら任務役割は特殊性が強く、限られた交代要員が必要であります。そして、これらの任務を遺憾なく発揮するためには、日ごろから個人としての自己研さん、チームとしての訓練が必要です。これらのことを職員全員が自覚し、勤務する中、消防職員個人に与えられた年間の有給休暇20日のうち、平均で昨年平成19年中は10.9日を取得しております。茨城県平均は年次休暇の平均取得率は10.6日ですので、当消防の場合、平均を若干上回っている状況にあります。

また、休憩時間はとれているかとのことでございますが、消防職員の休憩時間につきましては、笠間市消防職員の勤務時間に関する規程に基づき、24時間勤務の中で8時間の休憩時間を与えております。休憩時間の区分につきましては、昼食、夕食後の各1時間、午後10時から午前6時までの仮眠時間帯で6時間となっております。休憩時間帯に救急や火災が発生した場合は、ほかの勤務時間を休憩時間として休ませております。ただし、長時間にわたる火災等で振かえがきかない等の場合は、時間外等で支払っている状況にあります。

また、消防組織法上の市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないということからして、消防分団の借地代につきましてはでございますが、以前は後援会で詰所を建築しておりましたので、建築用地を確保する際に、後援会と地権者で契約を交わし、今日に至っているものと思われま。す。今後は、現状を調査し、対応してまいりたいと考えております。

また、各分団には、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、消防団活動に必要な資器材等はおおむね整備していると考えているところでございますが、ホースなどの場合には災害等で破損したものと、消防分団から申請により随時整備することといたしております。

以上であります。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 横倉議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、収納率の前年度比ということでございますが、18年度は、現年度収納分として

は87.68%、0.32%の減、過年度分としましては18.14%、1.74%の増ということになっております。それから、短期保険証の特別な事情による例としましては、特別な事情により短期被保険者証の発行例としましては、中学生を含む世帯の国保資格証明書発行世帯におきまして、父親が施設に入所しているというような例がありまして、急遽医者にかかりたいというような申し出がありましたので、そういうものに基づきまして短期被保険者証の発行をしたと、そういう例はございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 2回目のご質問にお答えします。

北川根小学校の委託額でございますけれども、3年間で3,269万7,000円でございます。また、賃金は幾ら払っているのかということですが、これは委託を受けた業者の方でその職員と契約を結んで決める内容でありますので、その件についてはお答えは控えさせていただきます。

また、職員関係ですけれども、正規の職員については、委託したことによってやめるということではございませんので、正規の職員の方は別な調理業務のできる不足するところに異動させていただいて、臨時職員の方たちについては、今後委託される業者さんの方に引き続き使っていただく、また本人の希望等もございまして、そういう形の中で対応していくということでございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 発言の前に、委託の問題で、問題じゃないかということをお問ひしているんですが、それに答えていませんので、その答弁、2回目の答弁で願ひします。

議長（石崎勝三君） そういうことでございます。

教育次長（加藤法男君） 委託の内容ですけれども、何度も申し上げてますように、調理のみの委託でございます。ですから、栄養士がちゃんと学校におりまして、栄養管理、食材の管理、衛生管理、指示等については校長、従来のやり方だけです。本来業者の方にお願ひするのは、調理委託のみでございます。ですから、調理する以外はすべて従来どおりということでございます。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君、最後の質問です。

16番（横倉きん君） 国民健康保険の子どもの無保険証について、ちゃんと資格証明書出しているわけですが、調べましたところ、文書だけの対応になっていると私は理解しているんですが、これからは資格証明書発行についてはきめ細かい対応をすべきではないか、厚労省の通達で出ているのではないのでしょうか。

そういう点で、向こうから申し出というか、きちっと資格証明書発行については、子どもには責任ないわけですが、親の経済的事情で普通の保険証が交付できないということ、子どもには責任はないわけですが、そういう中で、児童憲章や子どもの権利条約から見ても、

この資格証明書発行というのは逸脱していると思うんです。ぜひ中学生以下の子どもには資格証明書の発行はしないよう笠間市としてやっていただきたいんですが、もう一度、検討していただけるかどうか伺います。

それから、調理員、北川根の業務委託です。3年間で3,000万円ちょっとですね。1年ですと1,000万円です。聞いたところによると、栄養士、副栄養士、それで調理員、4名です。それで、契約業者がその中から何割か取るわけですよ。働く人は4人、専門的な栄養士、調理員、1,000万円ちょっとで、会社が取ったら何百万円残るんですか。そういう中で、こういうことは本当に専門的な人の低賃金、不安定雇用を促進することではないでしょうか。

それと、今、何度も問題はないと言っていますが、労働者派遣法上、この調理師にかかわる問題は、直接栄養士が調理師さんにこうしてほしい、ああしてほしいということは、委託契約上はできないはずですよ。そこをやっているということは、委託契約じゃなくて労働者派遣法です。労働者派遣法というのは、1年以上やってはいけないことになっていると思います。常用、常に必要な人数を労働者派遣法というのは、そういう点からこの問題について再度答弁を求めます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 資格証の話でございますが、昨日の衆議院の厚生労働委員会の中で、無保険状況になった中学生以下の子どもを一律に救済する国保法改正案が衆議院厚生労働委員会で与野党共同の委員長提案で提出されて、全会一致で可決されたという状況でございますので、笠間市としては、国の動向を見きわめながら対応していきたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 先ほど来何度も申し上げますけれども、業務管理とかそういうものについては、学校長の管理のもとに栄養士が献立やそういうものを作って、調理員の方に指示伝達をしてやっていただくということです。実際に、今現在、北川根小学校で調理業務を行っている委託業者の方で雇っている人員は5名でございます。5名で年間1,000万円ちょっとというような数字になるかと思っております。

また、労働者派遣法ということについて、ちょっと私調べてみないとわかりませんが、今、文部科学省の方から、学校給食に従事する職員の定数とかいろいろな面で通達が来ているんですが、その中から言いますと、すべてのものを民間に委託するということはまずいけれども、栄養管理とかそういうものはすべて校長の管理のもとにやって、調理の業務だけを委託することには問題ないというふうにとらえておりますので、今現在、問題はないと判断しております。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 3 4 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 小 園 江 一 三

署 名 議 員 須 藤 勝 雄